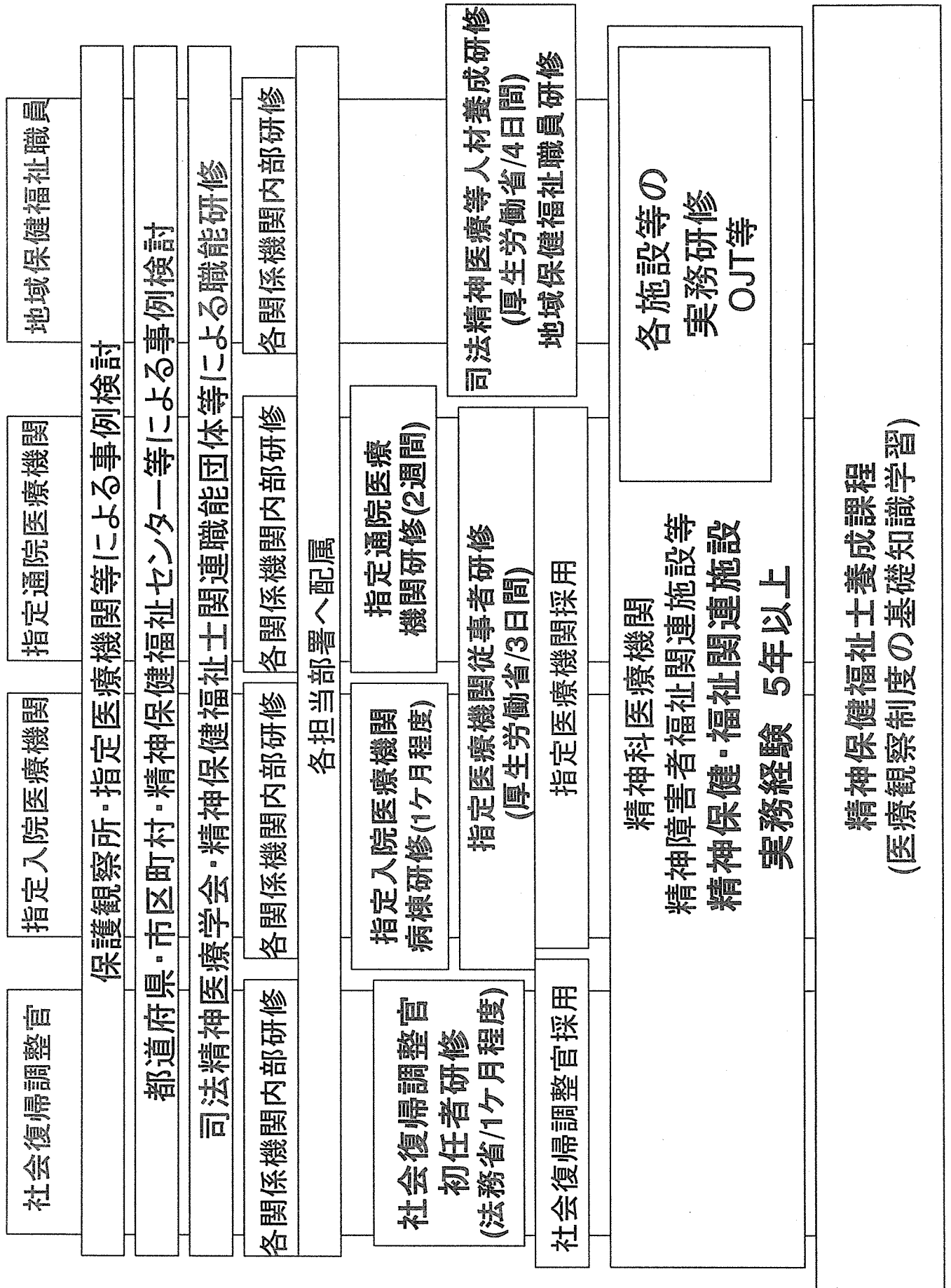


図4-2 司法精神保健福祉従事者研修のあり方－精神保健参与員（試案）

<p>精神保健参与員</p>	
<p>事例検討・研修会等 (裁判所等)</p> <p>①精神保健参与員研修/②関連職種との合同研修 (裁判官・精神保健審判員・付添人等)</p>	<p>研修会等 (学会・関連職能団体等)</p> <p>①精神保健参与員研修</p>
<p>地方裁判所名簿登録</p>	
<p>司法精神医療等人材養成研修 (厚生労働省/)</p>	
<p>精神科医療機関 精神障害者福祉関連施設等 精神保健・福祉関連施設 実務経験 10年以上</p>	
<p>実務研修 OJT等</p>	
<p>精神保健福祉士養成課程 (医療観察制度の基礎知識学習)</p>	

図4-3 司法精神保健福祉従事者研修のあり方—その他(試案)



司法精神医療に携わる心理職の役割と養成について

稲森晃一

岩崎さやか

(国立精神・神経センター武蔵病院)

山本哲裕

(独立行政法人国立病院機構東尾張病院)

はじめに

昨年は、司法精神病棟を念頭におき、そこで働く心理職の役割について主に述べた。本年は昨年に引き続き、心理職の役割を考えた上で、その養成方法について提案することにする。

2. 司法精神医療における心理職の役割

司法精神病棟で心理職が従事する必要があるのは、主に次の5つの機能であると考えます。すなわち、

- (1) 対象者への心理アセスメント（面接、行動観察、心理検査）
て)
- (2) 対象者への心理的働きかけ（個人療法、集団療法、心理教育、生活技能訓練など）
- (3) 対象者が再び他害行為を行うことの防止
- (4) 対象者の人生設計の再構築
- (5) 職員の精神衛生
- (6) 職種間のマネジメント

である。

これらについては、昨年の報告書で詳しく述べた。ここでは方向性について述べる。

(1) 対象者への心理アセスメント

鑑定入院での心理アセスメントの場合、その人の精神疾患の有無、責任能力、治療反応性が焦点となる。

一方、司法精神医療（通院、入院）での心理アセスメントでは、社会適応を妨げているのは、どのような点か、現在でも有効に働いているのはどのような機能か、どのように働きかければ、病気の改善や他害行為の防止に役立つかということに焦点を当てることになる。強みとなっている機能をより生かせるように働きかけ、本人の自己評価を高めることにより、自分が犯した他害行為にも目を向けやすくなる。また、うまく機能していない点については、個人的に、あるいは集団場面でトレーニングを図っていく。

また、事件や病気について、心理的に直面することに伴う心理状態の把握をし、自傷や自殺、他害行為等の危険を察知し、適切な対応へと結びつけていくことも重要である。

退院に際して、どのような指針をたてるかについてアセスメントする際にも心理検査は助けになる。知能検査やパーソナリティ検査を行うことにより、作業所の作業内容や、アルバイトの職務内容について、どのようなものが適しているか、ある程度判断することができる。

ただ、知能検査やパーソナリティ検査の代表的なものは、実施や解釈に時間がかかり、検査を受ける対象者の負担も大きい。また、学習効果による影響も働きやすく、たびたび実施することは望ましくない。このようなことを考えると、これらの検査は、入院時と退院時、あるいは、本人の行動やまわりの状況が変化して、働きかけの指針を改めて得たいときにとどめるのが適当であろう。

そのかわりに、本人が比較的短時間に行えるチェック式の心理検査を時々実施して、その結果について本人と一緒に話し合うといったように、簡単な検査を治療の進展を見たり、本人の治療への動機付けを高めるために用いることは有効であると思われる。

さらに、心理検査を実施するときも、面接や行動観察の情報と合わせて検討することが大切なのは言うまでもない。

- (2) 対象者への心理的働きかけ
 - (3) 対象者が再び他害行為を行うことの防止
- これらについては、合わせて述べることにする。

伝統的な心理療法は、心理療法を受けたい人が治療者のもとを訪れ、高額な料金を支払って受けるということを前提に理論構築されてきた。極端に言えば、治療に来なくなる人は、治療を必要としていない人としてあまり問題にされなかった。

これに対して、司法精神医療の対象者は、心理療法を求めているとは限らない。心理療法に対する動機付けの重要性が、これまで以上に高いと言える。この点に関する技法の開発が、まず司法精神医学にかかわる心理職に求められるところであろう。

また、司法精神病棟では、対象者1名に対して心理職の他にもう1名職員が同席することが多い。この面接構造もこれまではあまりなかったものである。有効に機能するような工夫をするとともに、この構造の長所と短所についてきちんと研究を行う必要がある。

心理療法については、認知行動療法の有効性が期待されている。しかし、認知行動療法以外にもなるべく多くの技法を身につけ、かかわる対象者にどの技法を用いたらよいか選択したり、治療の進展に応じてどのように組み合わせるか考えることが必要である。個々の心理職の個性によっても、有効に使える技法とそうでない技法があるかもしれない。加えて、対象者に二人として同じ人はいないことを考え、その対象者が再び事件を犯さずに、社会に適応できるようにするには、どのような働きかけをすることが必要かということ、オーダーメイドで考えていくことが大切である。新しい技法を開発するつもりでかかわる態度も必要である。

また、本人に直接「反省」を求めず、本人の内外のシステムを変えることによって、不適切な行動の変容を図るという点で、ブリーフセラピーの手法から始めることも有効であろう。まずは、自分の力の及ばない「何か」によって、事件を起こさせられてしまった（幻覚妄想状態で事件を起こした場合はまさにそういう感覚であろう）という「外在化」の技法を用いて、その「何か」について考えたり、それを「やっつける」ことについて治療の協働関係を築くことができる可能性がある。それによって、病気への対処法が身につき、同様の他害行為を再び起こす危険性が小さくなれば概ね目標達成であるという考え方もあるであろう。

ただし、さまざまな人に多種多様な迷惑をかけたことを考えると、このような働きかけによって、本人の認知がある程度変わり、自分の責任について直視できるだけの力が増した段階で、事件の重大さや被害者の気持ちについて話を進めていくことも大切である。そうすれば、防衛としての「抵抗」が過度になることなく、事件に対する気持ちの整理に必要な内省が深まることが期待され、被害者や身近な人に対する思いが変わっていくであろう。再発を防ぎたいという気持ちが本人に芽生えれば、心理職や他の職員と一緒に、どのようにしたらよいかを考え、対処法を身につける過程がよりスムーズになると考える。

(4) 対象者の人生設計の再構築

これまでの精神医療でも、病気になった後の人生設計をたてることは重要であった。しかし、司法精神医療の対象者の場合、「病気であること」と「他害行為をしたこと」という2つの重荷を背負っている点で、その重要性や困難度ははるかに高い。心理職としては、その人の症状を治したり、自傷・他害行為に結びつくサインが出たときの対処法を身につけてもらうだけでなく、その人を全人格的にとらえ、全人格的にかわり、その人がこれからどのように生きていくかということについて支援する必要がある。ここでは、精神医学の知識だけでなく、教育的視点や哲学的視点などが広く求められることになる。

(5) 職員の精神衛生

(6) 職種間のマネジメント

これらについては、昨年の報告書を参照されたい。

(7) その他

対象者が自由に外に出られないことや、他害行為を行った人のみが集まっているという

病棟成員の特殊性を考慮することが大切であろう。その集団力動は悪くすればけんかなど対人トラブルを引き起こす可能性があるが、治療に生かすこともできる。他害行為の基に対人的な問題があることも多く、そのような問題は病棟における生活の中で出現しやすい。そして、社会に出る前に、まずそこで解決できるようになることが求められるからである。心理職は個人精神療法や集団精神療法といった、時間的にも空間的にも構造化されたセッション以外にも関心をもち、病棟全体の動きを把握し分析するようにしたい。治療プログラム時間外の病棟生活場面は、構造化された場面よりも退院後の生活に近い場面であり、構造化されたセッションでトレーニングしたことを実際に生かしたり、それがどの程度できているかを知ることが医療者が把握できる場でもある。

2. 一般目標の設定

「心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の心理学的アセスメント（面接、検査、行動観察）を行い、それに基づいて心理療法や心理教育その他の心理学的援助を多職種で協力して適切に行うために必要とされる知識、技能、態度を習得する」（G10）

3. 学習目標の設定

（1）学習目標（Specific Behavioral Objectives, SBOs）

- ①日本の裁判制度や裁判関連法令について概要を述べることができる。
- ②触法行為を行った精神障害者の司法手続きの概要について述べるができる。
- ③医療観察法について説明することができる。
- ④重大な他害行為を行った精神障害者の人権や人権擁護について述べるができる。
- ⑤司法場面において、心理学的な内容について、わかりやすい表現を用いて発言することができる。
- ⑥代表的な犯罪について、それを繰り返す人に多く認められるパーソナリティ（認知・思考様式、行動様式、欲求や欲求解消の方法）について述べるができる。
- ⑦対象者が行った他害行為についての本人の供述や、記録に記載されている手口などから、本人の欲求や適応様式を分析し、述べるができる。
- ⑧さまざまな依存性薬物について、精神的あるいは肉体的な作用を述べるができる。
- ⑨犯罪被害者が受けることが多い精神的・肉体的影響、経済的な影響、社会的な影響についての概要を、犯罪ごとに述べるができる。
- ⑩重大な他害行為を行った精神障害者の症状・病識の評価、心理学的アセスメント（面接、行動観察、知能検査、質問紙法パーソナリティ検査、投影法パーソナリティ検査、リスク評価他）ができる。
- ⑪重大な他害行為を行った精神障害者に対する適切な心理療法（個人、集団）や心理教育、生活技能訓練を実施することができる。
- ⑫個々の対象者に対して、アセスメントに即して適切な心理療法を選択したり、個別に工夫することができる。
- ⑬多職種による治療の理念や方法について述べるができる。
- ⑭それぞれの職種の理念や方法の概要について述べるができる。
- ⑮多職種チームのマネジメントを行うことができる。
- ⑯職員の精神衛生について対策をたてたり、マネジメントを行うことができる。
- ⑰他機関との連携ができる。
- ⑱重大な他害行為を行った精神障害者に対するアセスメント法、心理療法などについての研究を行うことができる。

（2）獲得すべき態度

- ①各種技法を学び、どれが個々の対象者に適するかという視点と、対象者の現在の問題に

対処するために新たな働きかけを生み出すという視点の両方をもつことができる。

②対象者がその他害行為をすることになった内的必然性を理解しようとする態度と、その他害行為によって重大な被害を受けた人がいるという認識の両方をもつことができる。

③事件の内容などによっては、対象者に対して否定的な感情が生じることがありうる。そのような場合に、その感情を否認せず、そのような感情を抱えた上で、プロとしてどのように相手を理解し、働きかけるかを考えることができる。必要な場合には、担当を替わってもらうことを申し出ることができる。

(3) 長期的目標

①重大な他害行為を行った精神障害者の治療に必要なアセスメントの方法、ツールを開発することができる。

②重大な他害行為を行った精神障害者に対して有効な働きかけの仕方や心理療法を開発することができる。

⑩司法精神医学における臨床心理学の教育ができる。

③精神医療における心理職の役割について提言することができる。

4. 学習方略 (Learning Strategy, LS)

1. 大学・大学院

(1) 基礎心理学の学習

たとえば、認知行動療法を学ぶ上で、「社会心理学」や「学習心理学」などの知識・理解は大切である。

(2) 臨床心理学の学習

本来、大学にはそれぞれの特色があつて当然であり、臨床心理学のどの分野に重点を置くかについては、大学の独自性にまかされる。ただし、臨床心理学を学び、一定の資格を得て専門職として実務に従事するとなると、ある一定程度の学習経験を有することは、社会的責任として求められるところである。「知能検査」「パーソナリティ検査」「神経心理学的検査」「来談者中心療法」「支持的心理療法」「精神分析」「認知行動療法」「ブリーフセラピー」「家族療法」「生活技能訓練」などの基礎は学んでおきたい。直接言葉を用いない心理療法（描画療法や臨床動作法など）を学ぶことも有効であろう。

(3) 精神科の講義の充実

現在大学で開講されている「精神医学」科目の単位数は非常に少なく、「精神科概論」程度のところが多い。必修科目でない場合もある。精神科に勤務しない場合でも、クライアントを精神科に紹介するかどうか判断するのに、精神科の知識は必要である。概論だけでなく、各論として代表的な疾患について一通り学ぶことが必要である。

(4) 司法臨床心理学関係の講義を取り入れる

現在、司法・矯正関係の講義（法律、制度、処遇や教育）を受ける機会はほとんどない。通年あるいは集中講義で、履修科目を設けたい。講師は、その分野を専門とする大学教員や、警察、司法・矯正関係職員、司法精神病棟職員などが適当であろう。内容は、概論の講義を受けて、学生がその領域の臨床についてある程度共通の認識をもった上で、事例研究を行い、お互いの視点の異同を発見し、始点を柔軟なものにしたい。

⑤臨床実習の充実

現在の臨床実習は、実習先や対象者がさまざまである。たとえば、幼児から老人、教育相談から精神科。臨床心理学の職場は多岐にわたるので、複数の場で実習を行うことが望まれる。対象も、個人と集団の両方必要である。大学・大学院時代から、対象とする人を司法関係者、精神障害者などに絞って専門化を図ることには一長一短がある。当面は、それにはとらわれず、実習内容の向上を図ることとしたい。

現在は、実習と言っても、ひととおり職場でどのようなことが行われているかを学んだという程度に終わることが多いように思われる。より実践力を身につけられるような実習

内容・カリキュラムが求められる。

(3) 長期的目標

- ①大学内に臨床心理学の実習施設を設置し、臨床実習をより充実させる。
- ②医学部精神科教室とのかかわりを深めて、そこで臨床実習を行う。それにより、早い時期から精神医療における心理職の役割を考える。
- ③司法や司法精神医学に関係した臨床心理学の講座や専攻を設置して、より専門的な教育を行う。

5. 卒後研修

(1) 短期的目標

当面は、大学院卒業後の研修を充実させることが現実的であろう。

- ①司法精神医療における臨床心理学の専門家も数少ないことから、司法領域、精神科領域など関係領域の講師による講演や実習を行う。
- ②法律については、対象者がどのような法的手続にのるかという知識のほかに、心理職の法的責任に関する知識、心理職が訴えられた際の法的手続についての知識も獲得する必要がある。
- ③多職種合同で講義を受け、全国の司法精神病棟勤務者の知識の水準をある程度一定にする。
- ④多職種合同で事例検討を行い、多職種による治療における心理職の役割を考えるとともに、多職種による治療方法を発展させる。

(2) 長期的目標

- ①希望者には大学院在学中から司法精神医療を中心とした講義や演習を受けることができる。
- ②実習では、司法・矯正関係の対象者に直接かかわる機会をもつ。
- ③司法精神医療以外の、法律家や司法・矯正施設の職員と合同で、他害行動についての事例検討や、事例以外の研究を行う機会を設ける。

6. 心理職の資格

現在、心理職には国家資格がないので、上位資格をどうするかという議論にはなじまないところがある。司法精神病棟で勤務する職種で国家資格をもっていないのは心理職のみである。チーム医療を円滑に進めたり、安定したシステムにするためには、心理職にも国家資格が必要である。臨床心理学を基盤とした仕事に共通する横断的資格が基本にあることが望ましい。

以上のことをふまえた上で、取えて、より専門的な資格を考えることにする。

(1) 専門的資格

学会認定。卒後5年、そのうち精神科勤務3年以上の経験が目安。

学会が認定する研修に参加することによるポイント制にする。

資格取得後は更新制（5年くらい）にする。

(2) 長期的展望

大学院生という身分では、人権の問題もあって、矯正施設や司法精神病棟で本格的に対象者とかかわり、研鑽を積むことはなかなか困難である。海外では、一度仕事についてしばらく働いてから、大学に入り直すといったことを何度か繰り返して、キャリアを上げることが一般的になっている国もある。日本でも、まずは一般的な精神科に勤務し、精神障害に対する実務的な技能をある程度身につけてから、再度大学に入り、司法精神医療を中心

に学ぶといったようにして専門性を上げていくことが職歴上普通のことになると、内容の濃い体験ができるので、有効な養成方法になるのではないだろうか。臨床心理学は実学であるから、司法精神医学における臨床心理学にとっても、仕事として実践を主にする時期と、その体験を自分の中で整理するとともに、まわりの人に還元するべく理論付けするといった研究を主にする時期を交互にすることは、知的・論理的な理解と臨床能力を両方伸ばしていく上で役にたつであろう。

また、対象とする人を長期にわたって、触法精神障害者だけにして、専門性を高めるという方法がある一方で、他害行為を行わない精神障害者や、精神科以外の患者にも接する機会を持ち、視野が狭くならないようにする必要もあるのではないだろうか。司法精神医療の専門職としての資格が制定され、それを取得したとしても、年単位で、他の部署も経験することが、人間を全体的な存在として把握することを求められる心理職の人間観、治療観をバランスのとれたものにするものと考えられる。

7. 最後に

日本に臨床心理学が入ってきて最初の勤務先は、精神科が多かった。そして、その業務は心理検査が主であった。最近の大学の臨床心理学専攻者には、心理療法を中心に学んできて、個人心理療法を目的に職場を選ぶ人が多い。職場でも、もっぱら心理療法を求めているところや、臨床心理学的地域援助など、関係機関との調整を主に行うところも増えてきており、「臨床心理学は何をする学問なのか」が改めて問われているように思われる。

司法精神医療における心理職にとっても同様であると思う。チーム医療により、様々な職種の人が職域を広げ、その境界がはっきりしなくなることがあるかもしれない。それゆえ、心理職の職務、あるいは広く仕事をするにしても、中心とする業務を明確にする必要があるだろう。そうでないと、他の職種の方は、心理職に何を求めてよいのかわからなくなる。

臨床心理学のパラダイムをもちつつ、それをどのように精神医学に役立てることができるかを考え、さらに、それを価値観を含む司法の世界にも役立てるように模索しなくてはならない。アイデンティティを確立するには経験も時間も必要であろう。本邦の司法精神病棟は2006年3月現在、既に5ヶ所で開棟している。そこでの事例を分析することも通じて、しっかりとしたアイデンティティをもてるような養成方法を確立していきたい。

参考文献

臨床心理士報 第13巻 特別号 「臨床心理士養成のパラダイム」 平成13年9月

司法精神医療における作業療法士養成ガイドライン

山根 寛

(京都大学医学部保健学科作業療法学専攻)

作業療法士は、国家試験受験資格を得るための指定基準に基づく教育で科目名や時間数は養成校により多少の相違はあるが、精神科リハビリテーションに関するものが専門講義の1/4～1/3をしめ、精神医学（1～2単位）、心理学および臨床心理学（1～2単位）、精神障害作業評価学（1単位）、精神障害作業治療学（3単位）、精神障害見学・評価・臨地実習（300～500時間）があり、関連科目として、リハビリテーション医学、作業療法概論、地域作業治療学、その他基礎医学などがある。それらを基礎に司法精神医療における作業療法の留意事項を加味すれば卒前の一般的な基礎教育は無理なく可能である。

精神障害作業評価学、精神障害作業治療学、作業療法概論でその概要について触れる程度になると考えられる。臨地実習も一部の希望学生対象に組み込むことは可能である。卒前教育（大学、養成校における教育）、大学院教育、初任者教育（指定入院医療機関もしくは指定通院医療機関配属時の初任者研修）、卒後教育（専門性の獲得にむけた現職者研修）という視点から、各期の目標、方略、評価などについて述べる。

1. 卒前の大学、養成校における教育

卒前教育においては、全作業療法学生を対象として作業療法の総論で概略を教え、少し専門的なことは、司法精神科作業療法の興味があるもしくは志向する学生に対して、選択科目として提供する。

1-1 一般目標

作業療法の対象領域として司法精神科作業療法があることを認識し、医療心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者に対する作業療法の目的と役割の概略について学ぶ。

1-2 学習目標

- ・全作業療法学生に対して
 - 司法精神医療の概要について述べることができる。
 - 司法精神医療における他職種の業務や役割について知る。
 - 司法精神医療における作業療法の目的と役割について概略を述べるができる。
- ・選択科目「司法精神作業療法学（仮称1単位）」を選択した学生に対して
 - 司法精神科作業療法の定義や位置づけについて学ぶ
 - 司法精神科作業療法が関与する領域について知る
 - 司法精神科作業療法の対象と治療構造の特性について学ぶ
 - 司法精神科作業療法の目的と役割について学ぶ
 - 司法精神科作業療法の評価項目、手段、留意事項について学ぶ
 - 司法精神科作業療法の治療の実際、留意事項について学ぶ
- ・「司法精神作業療法学（仮称1単位）」を選択し、実習領域を当該領域で行った学生に対して
 - 司法精神科作業療法を見学、体験し、作業療法の役割について考える
 - 臨床見学・体験を通して司法精神科作業療法の評価について理解する
 - 臨床指導者の指導の元に司法精神科作業療法の実際を体験し理解する

1-3 学習方略

- ・全作業療法学生に対して

精神医学，作業療法概論，精神障害作業評価学，精神障害作業治療学に相当する科目の中で，司法精神医療の概要について学ぶ．一般的な作業療法との違いや当該分野に関する理解を促す．

- ・選択科目「司法精神作業療法学（仮称1単位）」を選択した学生に対して

司法精神作業療法学（仮称1単位）を講義，視聴覚学習，グループ討議，事例検討，臨床見学，臨床評価実習，臨床治療実習などで行う．単一の疾患の知識だけでなく，依存性物質との関連，暴力や自傷行為など複合的な問題についても盛り込むこと，また閉鎖的な環境における人間行動の特有的な問題についても言及することが望ましい．

1-4 評価

- ・全作業療法学生に対して

精神医学，作業療法概論，精神障害作業評価学，精神障害作業治療学の中で，論述試験，レポートなどで一般的知識の確認として行う．

- ・選択科目「司法精神作業療法学（仮称1単位）」を選択した学生に対して

司法精神科作業療法（仮称1単位）の試験として，論述試験，レポートで行う．実習領域を当領域で行った実習評価に関しては通常の実習判定基準を流用する．

2. 大学院における教育

司法精神医療専門作業療法士養成コースを設けた大学院において，司法精神科作業療法の臨床，教育，研究に携わる高度専門職を育成する．

2-1 一般目標

心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の具体的な活動場面を介した観察・評価および作業療法による介入・援助を適切に行うために，必要とされる知識，技能，態度を習得する．

2-1 学習目標

司法精神医療専門作業療法士養成コースをもうけた大学院においては，専門作業療法士の育成を目指すものであり，以下をその目標とする．

- ・司法精神医療における作業療法の目的と役割について述べるができる
- ・重大な他害行為を行った精神障害者の活動評価ができる
- ・重大な他害行為を行った精神障害者の作業療法におけるリスク評価ができる
- ・リスク，対象者の状態・回復段階に応じて治療計画を立案できる
- ・司法精神科作業療法において適切な治療手段を選択することができる
- ・司法精神科作業療法において治療手段を適切に実施することができる
- ・司法精神科作業療法におけるリスクに対し，早期，緊急の対応について学ぶ

- ・臨床指導者の指導の元に司法精神科作業療法の技術を習得する
- ・司法精神科作業療法における物理的環境，人的配置，物品管理，記録や情報の保全管理について学ぶ
- ・事故発生時の対応，包括的な暴力防止について学ぶ

2-3 学習方略

講義，グループ討議，事例検討，臨床評価実習，臨床治療実習などで行う。学部養成課程における「精神医学」「司法精神作業療法学（仮称1単位）」「司法精神医療概論」の各科目の内容を深めることで，当該分野に関する実践的知識や技術の理解を促す。触法精神障害者の心理的側面については，「臨床心理学」「異常心理学」などの科目を付設するか。司法精神関連心理学を新設することが望ましい。

その他，研究課題に関連するものとして，

- i 司法精神医療における女性に対する作業療法
- ii 司法精神医療におけるアルコール・薬物依存に対する作業療法
- iii 刑務所など矯正医療や指導における作業療法
- iv 若年者犯罪者施設における作業療法
- v 性犯罪に対する作業療法
- vi 人格障害に対する作業療法
- vii 地域精神保健サービスと作業療法士の関わり
- viii 回復段階に応じた作業療法士システム
- ix 就労支援における作業療法士の関わり
- x 司法精神医療における作業療法の管理システム

その他

といったような科目が，必要に応じて設定されることが想定される。

具体的には，上記科目の講義，視聴覚学習，グループ討議，事例検討，臨床研究などで行う。「司法精神作業療法学（仮称1単位）」においては，閉鎖的な環境における人間行動の特性，リスクマネジメント，治療場面での対処技能などについて，保安的環境下での作業療法実践を前提とした内容があることが望ましい。臨床実習は，研究課題と連動したもので，リスクマネジメント，司法精神科作業療法管理・運営，多職種チームアプローチなどに関する内容が含まれることが望ましい。

2-4 評価

講義科目に関しては，論述試験，レポートで行う。研究課題に関しては，論文の作成発表を課題とする。

3. 卒後の初任者教育

指定入院医療機関もしくは指定通院医療機関に配属が決定した作業療法士に対して，初任者研修として行う。

3-1 一般目標

指定入院医療機関もしくは指定通院医療機関で作業療法士として勤務するにあたり、具体的な活動場面を介した観察・評価および作業療法による介入・援助を、他職種と連携して行うために、必要とされる基礎知識、技能、態度を習得する。

3-2 学習目標

実際に指定入院医療機関もしくは指定通院医療機関に配属が決まった作業療法士の初任者研修として行うものであるため、大学院の司法精神医療専門作業療法士養成コースに準じて、以下をその目標とする。

- ・司法精神医療における他職種の業務や役割について説明できる
- ・司法精神医療における作業療法の目的と役割について述べるができる
- ・重大な他害行為を行った精神障害者の活動評価ができる
- ・重大な他害行為を行った精神障害者の作業療法におけるリスク評価ができる
- ・リスク、対象者の状態・回復段階に応じて治療計画を立案できる
- ・司法精神科作業療法において適切な治療手段を選択することができる
- ・司法精神科作業療法において治療手段を適切に実施することができる
- ・司法精神科作業療法におけるリスクへの適切な対応について学ぶ
- ・司法精神科作業療法における物理的環境、人的配置、物品管理、記録や情報の保全管理について学ぶ
- ・事故発生時の対応、包括的な暴力防止について基本的な対処ができる

3-3 学習方略

初任者研修については、司法精神保健職としての共通項目の研修と作業療法専門分野の研修に分けて行なうことが望ましい。司法精神医療従事者としての共通の研修については、関連法規および司法制度、司法精神医学に関する講義形式の基礎研修と、多職種で遂行される多職種チームアプローチやケアプログラムアプローチに関する事例検討による実務研修の二本立てで行なう。

具体的には、1ヶ月程度（期間に関しては要検討）の集中講義、視聴覚学習、グループ討議、事例検討、臨床見学などで行う。

3-4 評価

論述試験、口頭試験、客観試験、実地試験、レポートなどで行う。

4. 卒後教育

専門的知識・技術の維持・向上のため、指定医制度と同様に現任者に対して、3～5年に一度、定期的に行う。

4-1 一般目標

指定入院医療機関もしくは指定通院医療機関で作業療法士として勤務する者として、司

法精神医療や司法精神作業療法に関する新たな知識や技術を身につけると共に、技能の向上をはかり、初任者の指導が行えるようになる。

4-2 学習目標

すでに指定入院医療機関もしくは指定通院医療機関で勤務している現任の作業療法士に対して、専門的知識・技術の維持・向上のために行うものであり、目標は現任者研修の基本項目の知識・技術レベルが維持されていることの確認と新しい知識や技術の研修にある。

・司法精神医療に関連する法令や制度，触法行為を行った精神障害者の司法手続きの概要を述べることができる

- ・司法精神医療における他職種の業務や役割と相互の連携について説明できる
- ・司法精神医療における作業療法の目的と役割について述べるができる
- ・重大な他害行為を行った精神障害者の活動評価ができる
- ・重大な他害行為を行った精神障害者の作業療法におけるリスク評価ができる
- ・リスク，対象者の状態・回復段階に応じて治療計画を立案できる
- ・司法精神科作業療法において適切な治療手段を選択することができる
- ・司法精神科作業療法において治療手段を適切に実施することができる
- ・司法精神科作業療法におけるリスクへの適切な対応ができる
- ・司法精神科作業療法における物理的環境，人的配置，物品管理，記録や情報の保全管理ができる

・事故発生時の対応，包括的な暴力防止について具体的な対処ができる
といったことに加えて，後任の指導を行うスーパーバイザー育成のために，

- ・臨床スタッフに対して対象関係や支援技術に関して指導できる
- ・卒前の臨床見学，臨床評価実習，臨床治療実習の指導ができる
- ・配属時の初任者研修，配属後の現職者研修の指導ができる
- ・事故発生時の対応，包括的な暴力防止について指導できる

ことを目標とする。

4-3 学習方略

司法精神医療における作業療法の特徴は，単に精神疾患に起因する問題だけではなく，触法に関連する司法問題，社会的問題などが複雑に絡み合った領域であり，多くの専門職種や期間の関与なしには，解決が極めて困難な領域である。司法，医療，福祉，地域社会との連携の基に，対象者のニーズに基づいた臨床実践を実践できるようになることが現任者の講習には必須の課題である。

具体的には，副主任クラス以上を対象として，事例を挙げたグループワーク形式で実践的に実施する。多職種合同で研修する機会と，作業療法部門で特化して研修する機会を設けることが望ましい。

4-4 評価

口頭試験，客観試験，実地試験，観察記録，レポートなどで行う。

*表1は司法精神医療における作業療法士養成について、基本的な学習項目と学習時期の例をまとめたものである。

表 1 司法精神医療における作業療法士養成学習項目と学習時期 (1/2)

学習・研修項目	学習・研修内容	学部教育	大学院教育	初任者教育	卒後教育
司法精神医療概論	司法精神医療とは 法律、制度 歴史の変遷 諸外国の動向 司法精神医療の領域 司法精神医療従事者と役割	○	◎	◎	
司法精神科作業療法	司法精神科作業療法とは 司法精神科作業療法の領域 対象と治療構造 目的と作業療法の役割 評価の特性 治療実施の特性 臨床見学 臨床評価実習 臨床治療実習	○	◎	◎	
司法精神科領域と特性	医療観察法による医療 指定入院医療機関 指定通院医療機関 地域精神医療における取り組み 刑務所等における矯正医療	○	◎	◎	◎
司法精神科医療の特性	対象の理解 保安環境におけるセキュリティ 多職種チーム医療 ケアプログラムアプローチ 社会復帰要因の評価・マネジメント	○	◎	◎	◎
	学習・研修目標				
	司法精神医療の定義や位置づけについて学ぶ 関連法令や制度、触法精神障害者の司法手続きの概要を知る 司法精神医療の歴史の変遷について学ぶ 司法精神医療の諸外国の動向について知る 司法精神医療が関連する領域について知る 他職種の機能と役割、多職種チーム医療について理解する 司法精神科作業療法の定義や位置づけについて学ぶ 司法精神科作業療法が関与する領域について知る 司法精神科作業療法の対象と治療構造の特性について学ぶ 司法精神科作業療法の目的と役割について学ぶ 司法精神科作業療法の評価項目、手段、留意事項について学ぶ 司法精神科作業療法の治療の実際、留意事項について学ぶ 司法精神科作業療法を見学、体験し、作業療法の役割について考える 臨床見学・体験を通して司法精神科作業療法の評価について理解する 臨床指導者の指導の元に司法精神科作業療法の実際を体験し理解する	○	◎	◎	◎
	指定入院医療機関における医療とその実際について学ぶ 指定通院医療機関における医療とその実際について学ぶ 地域精神医療における司法精神科医療とその実際について学ぶ 刑務所等における矯正医療とその実際について学ぶ 疾患、対象行為、環境要因等	○	◎	◎	◎

表 1 司法精神医療における作業療法士養成学習項目と学習時期 (2/2)

学習・研修項目	学習・研修内容	学部教育	大学院教育	初任者教育	卒後教育
	暴力などの問題行動への対処 権利擁護についての理解 被害者に対する理解		△	◎	◎
司法精神科作業療法 の役割と業務	作業療法の目的 作業療法士の役割 情報の収集 作業療法評価 リスクアセスメント 作業療法計画立案 作業療法の実施 対象者との治療関係の構築 リスクマネジメント 作業療法の記録・報告 多職種チーム医療における連携 臨床研修 (指定入院医療機関) 臨床研修 (指定通院医療機関)	△	△	◎	◎
司法精神科作業療法管 理・運営	治療環境の管理 安全の管理		△	◎	◎
司法精神科作業療法指 導者育成	臨床スーパービジョン 臨床教育 臨床研修 安全管理指導		△	△	◎
その他				△	◎

学習・研修目標

司法精神科作業療法の目的を施設やサービスの形態に応じて説明できる
司法精神科作業療法の特性を理解し、その役割について説明できる
必要な作業・生活および治療に関連した情報を収集・整理できる
基本的な生活機能と作業遂行も個人特性を評価できる
作業遂行に伴うリスクを具体的な作業場面から評価できる
リスク、対象者の状態・回復段階に応じて治療計画を立案できる
環境や活動を設定し、対象者の変化に応じて援助・訓練・教育を実施できる
対象者の特性に応じたコミュニケーション方法を選択し、対応できる
作業遂行に伴うリスクに対し、早期、緊急の対応ができる
情報を整理し、評価・治療経過の記録・報告を文書あるいは口頭でできる
他職種の機能と役割を理解し、多職種チーム医療の一員として行動できる
臨床指導者の指導の元に司法精神科作業療法の技術を習得する
臨床指導者の指導の元に司法精神科作業療法の技術を習得する
物理的環境、人的配置、物品管理、記録や情報の保全管理ができる
事故発生時の対応、包括的な暴力防止について具体的な対処ができる
臨床スタッフに対して対象関係や支援技術に関して指導できる
卒前の臨床見学、臨床評価実習、臨床治療実習の指導ができる
配属時の初任者研修、配属後の現職者研修の指導ができる
事故発生時の対応、包括的な暴力防止について指導できる

△：機会があれば体験 ○：基本を体験もしくは習得 ◎：体験および修得

司法精神医学における法律学習

町野 朔

(上智大学法学研究科)

I 趣旨

1. 全体の司法精神医学教育プログラムとの関係

法律の「部会」は、他の医療関係の部会と司法精神医学の教育プログラムの作成において共同することが予定されている。従って、法律学習のプログラムは、司法精神医学全体の教育プログラムが何を目標として作られることになるのかに、大きく左右されることになる。しかし、その点が固まるのは先のことになると思われるので、ここでは、法学の方から司法精神医療の教育を行う場合の、おおよそのイメージを示すことにする。

また、そもそも、法学は医療に対しては基礎教養的な教育を行うことになるのであるから、医療教育の計画全体の中でそれに併せて位置づけられることになるので、このような考察方法をとったとしても、大きな不都合が生じることはないと思われる。

2. 司法精神医学の構想

司法精神医学 (forensic psychiatry) は、裁判の場における精神医学の営みに関する学問であり、司法医学 (forensic medicine) の一分野である。ヨーロッパ、アメリカにおいては、司法精神医学は古くからの学問分野であり、定評ある教科書もある。しかし、日本では、責任能力鑑定、後見の運用など、ばらばらに行われてきたものに過ぎない。医療観察法がまがりなりにも、犯罪を行った精神障害者の処遇について関係することになったことにより、わが国でも、司法精神医学を基本から考え、これを体系化する必要が生じたことになる。昨年度呱呱の声を上げた「日本司法精神医学会」の果たすべき役割は大きなものとなると思われるが、これからは、法律研究者もこれに協力する必要がある。

以下では、「医療観察法に規定する精神保健判定医等の人材養成研修にあたって、各専門領域の研修カリキュラム策定を行う」という山内研究班の趣旨に従い、医療観察法とその運用の問題を入り口として、若干の考察を加えることとするが、将来は上記のような全体構想に及んでいかなければならないと思われる。

II 法律教育の目標：ELSIとしての司法精神医学

法学の司法精神医療への関わりは、職種を横断した教育という性格を持つ。

1. 専門教育として

医療観察法を含む、精神医療法を適切に運用し、重大な加害行為を行った精神障害者に適切な医療を提供するために、必要とされる事項を理解し、知識を習得する。これは、具体的に生じる問題に適切に対応することを可能とするためのものであるが、さらにそのためには、精神障害者の権利、精神医療の役割を、ELSI (ethical, legal and social issue) として認識・理解することが前提となる。

将来、司法精神医療の「専門医」「専門看護師」の資格を考えるとときには、この種の教育を受けることは必要になるであろうが、そうでない場合にも、司法精神医療に従事する者の法的識見を高めることは必要である。